

令和3年4月20日

〒170-0005
東京都渋谷区東三丁目15番7号
株式会社 Twelve
代表取締役 前田貴土 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28番2号KS千種ビル6階
事務局長 野澤厚美
(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入れ書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社がDriveプロバイダーサービスにおいて定型で使用されている「Driveプロバイダーサービス契約約款」及び「Drive会員規約」並びに「重要事項説明」につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂いた結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる箇所、条項がありました。「Driveひかり電話サービス契約約款」についても「Driveプロバイダーサービス契約約款」についても、「Driveプロバイダーサービス契約約款」と同様の条項が含まれていますが、当団体の指摘は同契約約款と同様ですので、ここでは省略させていただきます。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社のご見解やご対応につき、令和3年5月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

第1 Drive プロバイダーサービス契約約款

1 第4条（本契約約款の変更）

<p>1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本契約約款（本契約約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします）を随時変更することがあります。なお、本契約約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用するものとします。</p> <p>2. 改定後の本契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。</p>

(1) 申入れの趣旨

第1項を、民法548条の4第1項に適合するように改訂してください。

(2) 申入れの理由

第1項には、貴社が、契約者の了承を得ることなく、契約約款を随時変更することができ、変更された場合、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用する旨規定しています。

しかし、民法548条の4第1項は、約款を相手方との合意なく変更できる要件として、以下のとおり定めています。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

上記約款の規定は、民法548条の4第1項に反し、限定なく相手方との合意なく約款を変更できる旨を定めるものであり、強行規定である同条に抵触し、無効です。

したがって、民法548条の4第1項に適合するように改訂するよう求めます。

2 第5条（合意管轄）

<p>契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。</p>

(1) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条項は、民事訴訟法4条以下で定められている管轄を、貴社の本店所在地の地方裁判所に限るとする条項となっています。消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法5条の場合に比して、消費者の裁判を受ける権利を実質的に侵害するものと言わざるを得ず、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に害する条項と言えます。したがって、本条項は消費者契約法10条に抵触するため、削除するよう求めます。

3 第18条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。

4. 本条第1項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

第1項及び第4項を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 第1項は、理由のいかんを問わず、貴社がサービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止できる旨を定めるものです。

しかし、貴社は、契約上、契約者に対しサービスを提供する債務を負うものであり、理由のいかんを問わず一方的にサービスの廃止を行うことはできないのが民法の原則です。上記規定は、貴社の都合により消費者の地位を不安定にするものであり、消費者の権利を制限し民法1条2項の原則に反し消費者の利益を一方的に害する規定ですので、消費者契約法10条に抵触し無効です。したがって、削除するよう求めます。

イ また、第4項は、貴社が第1項によりサービスを停止した場合に契約者に対し、理由のいかんを問わず、一切の責任を負わない旨定めるものです。

これは、貴社の債務不履行により生じた消費者に対する損害賠償責任の全部を免除する規定ですので、消費者契約法8条1項1号に抵触し、無効です。したがって、削除するよう求めます。

4 第20条（利用料金の支払義務）

2. 前項の期間において、第31条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

5. 本サービスにおいて、NTTによる契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

第2項及び第5項を削除してください。

(2) 申入れの理由

第2項は保守等のためにサービスの中止その他の事由によりサービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者がその期間中の利用料金等の支払を要することを定めるものであり、また、第5項は貴社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても利用料金の減額等は行わない旨定めています。

しかし、民法536条1項は、当事者双方の責に帰さない事由により債務の履行ができない場合には、債権者は反対給付を拒むことができる旨定めています。本契約約款の上記各条項は民法536条1項に反し、消費者がサー

ビスを受けられなくても代金を支払わなければならないこととなるものであり、民法536条1項の適用による場合に比して消費者の義務を加重し、民法1条2項の原則に反し消費者の利益を一方的に害するものですので、消費者契約法10条に抵触します。したがって、削除を求めます。

5 第31条（保守等によるサービスの中止）

<p>1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。</p> <p>1) 当社の別途定める保守指定時間の場合</p> <p>2) 当社の本サービス用設備の保守又は工事上やむを得ない場合</p> <p>3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合</p> <p>4) 第30条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合</p> <p>5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合</p> <p>6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負わないものとします。</p>

(1) 申立ての趣旨

第2項の末尾に、「ただし、サービスの提供の中止の原因が当社の帰責事由による場合には、この限りではありません。」との文言を加えてください。

(2) 申立ての理由

第2項は、貴社がサービスの提供を中止した理由、原因が貴社の帰責事由による場合を含め、サービス中止により契約者が被った損害につき一切賠償責任を負わないとするものであり、貴社の債務不履行による損害賠償責任の全部免除するものです。消費者契約法8条1項1号に抵触しますので、貴社の帰責事由によりサービスの提供を中止した場合は除く旨の文言を加えてください。

6 第35条（損害賠償の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます）に陥った場合で、かつ契約者が月額基本契約の発生による本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の月額基本料金の30分の1に利用不能の日数（24時間を1日とします。24時間に満たないものは切り捨てとします）を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、〔1〕天変地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、〔2〕当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、〔3〕逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

2. 当社は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償に応じます。

1) 後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること

2) 賠償額に相当する本サービスの使用权を付与すること

3. 利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害について当社は賠償責任を負いません。

4. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

5. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。

(1) 申入れの趣旨

本条項第1項を消費者契約法8条1号項2号及び消費者契約法10条に適合するよう改訂し、第2項、第4項、第5項を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 第1項は、貴社の責による事由によって契約者がサービスを全く利用できない場合の貴社の損害賠償につき、貴社が利用不能状態を知ってから48時間以上その状態が継続した場合に限定し、24時間未満は切り捨てるとともに、貴社の責に帰さない事由による損害、貴社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については貴社が損害賠償責任を負わないとするものです。

しかし、上記条項は、貴社に故意または重過失がある場合についても貴社が損害賠償を負う場合を制限し、また特別損害、間接損害につき責任を負わない旨を定めるものであり、消費者契約法8条1項2号に抵触します。

また、上記条項は、貴社が知ってから24時間利用不能状態が継続した場合にのみ責任を限定し、しかも24時間未満の場合を切り捨てることは、民法の原則を変更し、消費者に一方的に不利益を与えるものです。また、予見可能な特別事情による損害を除外することも民法416条を消費者に不利益に変更し、消費者の利益を一方的に害するものです。さらに、逸失利益は間接損害ではなく、そもそも趣旨不明な上、逸失利益の損害を除外するものも民法416条を消費者に不利益に変更し、消費者の受けた損害の回復を著しく困難にするものであり、消費者の利益を一方的に害するものです。いずれも、消費者が損害賠償を受けることができる権利を著しく制限するものであり、消費者の被害回復を困難にするものであって、消費者契約法10条にも抵触します。

これらの条項に適合するよう改訂を求めます。

イ 第2項は、損害賠償の方法として、貴社の選択により将来の利用料から損害賠償額を減額する旨、サービスの使用権の付与による旨を定めています。しかし、民法417条は、金銭賠償の原則を定めており、上記条項は、これに反し、消費者が受けた損害につき貴社のサービスを利用しないと回復できず、さらにその方法につき貴社の選択に委ねるものであり、一方的に消費者に不利益に変更し、消費者を害するものであり、消費者契約法10条に抵触します。したがって、削除を求めます。

ウ 第4項は、貴社の損害賠償金額につき、貴社が電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度に制限するものです。

しかし、貴社に故意または重過失がある場合についても含めて損害賠償額を制限するものであり、消費者契約法8条1項2号にも抵触します。

また、民法416条は、相当因果関係にある損害全額につき債務者が責任を負う旨を定めており、上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者が受けた損害の回復を貴社側の一方的事情で著しく困難にするものですので、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

エ 第5項は、損害賠償の対象となる契約者が複数いる場合に貴社が負う金額の合計を貴社が受領する賠償額を限度として按分する旨の規定です。

しかし、貴社に故意または重過失がある場合についても含めて損害賠償額を制限するものであり、消費者契約法8条1項2号に抵触します。

また、民法416条は、相当因果関係にある損害全額につき債務者が責任を負う旨を定めており、上記条項は、これに反し、貴社の一方的都合により消費者の損害回復を困難にするものです。消費者の不利益に変更し、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

7 第36条（免責）

1. 当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う1ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が他社に蓄積することを承認したデータ等が消失（本人による削除は除きます）し、または他社により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他社からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

第1項、第3項、第4項を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 第1項は、貴社が利用者に対して負う損害賠償義務に関し、本約款で特に定めがある場合を除き、故意又は重過失がない限り1か月分の利用料金を超えて責任を負わないとするものです。

しかし、民法416条は、相当因果関係にある損害全額につき債務者が責任を負う旨を定めており、上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者が受けた損害についての貴社の賠償額を著しく制限し消費者の損害の回復を困難にするものですので、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触します。したがって、削除を求めます。

イ 第3項は、データ等が消失した場合や改ざんされた場合の貴社の責任につき、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他社からの損害賠償の請求を免れる旨定めるものです。

しかし、これは、損害賠償の全部を免除することになり、消費者契約法8条1項1号に抵触します。

また、民法416条は、相当因果関係にある損害全額につき債務者が責任を負う旨を定めており、上記条項は、これに反し、一時的に消費者の不利益に変更するものです。消費者がデータ等消失や改ざんされた場合に、多大な損害を被ることがあることを考慮した場合、貴社の責任を上記のように制限することは、消費者の損害の回復を著しく困難にするものですので、民法1条2項の原則に反して消費者の権利を制限し、消費者の利益を一時的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

ウ 第4項は、貴社が、契約者がサービスを利用することにより他社との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない旨定めるものです。民法上は、貴社に帰責事由がある限り、契約者が他社との間で紛争が生じて損害を被った場合には、貴社は債務不履行責任ないしは不法行為責任を負うものが原則です。したがって、上記条項が、貴社に帰責事由がある場合も含めて責任を負わないという趣旨であれば、上記民法上の原則に反し、消費者の不利益に変更し、消費者の損害の回復を著しく困難にするものであるもので、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触します。削除を求めます。

第2 Drive 会員規約

1 第2条（規約の変更）

運営元は、本契約を変更することができるものとする。また、当該変更が会員（第4条第2項に定義する。以下同じ。）に通知された場合、以後、会員には変更後の規約が適用されるものとする。

(1) 申入れの趣旨

第1項を、民法548条の4第1項に適合するように改訂してください。

(2) 申入れの理由

第1項には、貴社が、契約者の了承を得ることなく、契約約款を随時変更することができ、変更された場合、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用する旨規定しています。

しかし、民法548条の4第1項は、約款を相手方との合意なく変更できる要件として、以下のとおり定めています。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることができる旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

上記約款の規定は、民法548条の4第1項に反し、限定なく相手方との合意なく約款を変更できる旨を定めるものであり、強行規定である同条に抵触し、無効です。

したがって、民法548条の4第1項に適合するように改訂するよう求めます。

2 第8条（会員の責任）

1. 会員は、本サービス又は個別サービスの利用に関連し、他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして他の会員又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、自らの責任負担において当該請求又は訴訟を処理するものとし、運営元が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め運営元の全損害を賠償するものとする。

(1) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条項は、サービス利用に関連し、他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして何らかの請求がされ、または訴訟が提起された場合、貴社が責任を負わず、また貴社が相手方とされた場合、会員がその処理費用の負担を含め貴社の全損害を賠償する旨定めるものです。

しかし、貴社の損害賠償義務の全部を免除するものでもあり、消費者契約法8条1項1号に抵触します。

また、会員が第三者より損害賠償等を請求された場合でも、貴社に帰責事由がある場合には、貴社がその程度に応じ責任を負うのが民法上の原則です。また、貴社が訴訟の相手方とされた場合に、その訴訟に掛かる費用や損害は貴社が負担するのが法律上の原則であり、消費者は、法律上責任があるときに限り、その責任程度において負担する義務があるに過ぎないのが原則です。本約款の上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者の利益を一方的に害するもので、消費者が第三者との紛争に巻き込まれた場合の被害回復を著しく困難にするものであるだけでなく、本来貴社が持つべき費用や損害まで消費者に負担させるものであって、民法等の原則に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を課長するものであり、民法1条2項の基本原則に反して消費者の利益を一時的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

3 第17条（会員資格喪失後の措置）

3. 会員が理由の如何を問わず会員の資格を喪失した場合、会員が運営元及び個別サービスの提供元に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとする。
--

(1) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条項、会員が資格を喪失した場合、貴社は会員が支払った利用料金等につき、サービスを受けていない部分については一切返還しない旨の規定です。

しかし、これは、消費者の損害賠償の全部を免除することにもなり、消費者契約法8条1項1号に抵触します。

また、会員が資格を喪失した場合に、いまだ受けていないサービスについての料金の支払義務はないものであり、既に支払い済みの場合は貴社は返還すべきであるのが民法上の原則です。上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者に不当な負担を課すものであり、消費者の利益を一時的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

4 第18条（免責）

<p>1. 運営元の責めに帰すべき事由によらずして個別サービスを提供できなかったときは、運営元は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>2. 運営元は、会員が本サービス及び個別サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何ら保証せず、これらの情報等に起因して会員に生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。</p> <p>3. 運営元が会員に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、会員が本サービスの利用に関して被った一切の損害について、運営元は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。</p>

(1) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

(2) 申入れの理由

ア 第1項は、貴社の責によらずにサービスが提供できなかった場合に、一切責任を負わない旨定めています。

しかし、民法536条2項は、当事者双方の責に帰さない事由により債務の履行ができない場合には、債権者は反対給付を拒むことができる旨定めています。上記各条項は民法536条1項に反し、消費者がサービスを受けられなくても代金を支払わなければならないこととなるものであり、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触します。したがって、削除を求めます。

イ 第2項は、利用者がサービス利用により得た情報に起因して生じた一切の損害について貴社が責任を負わない旨定めるものです。

しかし、貴社の損害賠償義務の全部を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号に抵触します。

また、損害につき貴社に帰責事由がある場合には、貴社が損害賠償責任を負うのが原則です。上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者の損害回復を困難にするものであって、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

ウ 第3項は、本約款で定める以外、貴社が一切損害賠償責任を負わない旨定めるものです。

しかし、貴社の損害賠償義務の全部を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号に抵触します。

また、損害につき貴社に帰責事由がある場合には、貴社が損害賠償責任を負うのが原則です。上記条項は、これに反し、消費者の不利益に変更し、消費者の損害回復を困難にするものであって、消費者の利益を一時的に害するものであり、消費者契約法10条にも抵触します。

したがって、削除を求めます。

4 第22条（合意管轄裁判所）

会員と運営元の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(1) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条項は、民事訴訟法4条以下で定められている管轄を、貴社の本店所在地の地方裁判所に限るとする条項となっています。消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法5条の場合に比して、消費者の裁判を受ける権利を実質的に侵害するものと言わざるを得ず、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方向的に害する条項と言えます。したがって、本条項は消費者契約法10条に抵触するため、削除するよう求めます。

第3 重要事項説明

1 ⑥解約について

1. ご利用開始月を含め【3. 料金について】に記載した契約期間を超えるご利用が本プランの適用条件となります。契約期間中に解約した場合、お客様に対し、契約解除として【3. 料金について】に記載した、各プランの解約金を請求させていただきます。ただし、契約更新月（契約満了月の翌月）付けのご解約につきましては、契約解除料を免除するものとします。

(1) 申入れの趣旨

解約金を消費者契約法9条1号の平均的損害の範囲内とするよう改訂してください。

(2) 申入れの理由

本条項は、契約期間中の解約につき、一律に解約金を請求する旨規定しています。

しかし、これらは、契約解除に伴う損害賠償の額の予定、又は違約金を定める条項であるところ、貴社は、中途解約により特に解約の手續に掛かる実費等の負担が増えるとは考えられません。また、特に、貴社がさだめる契約解除料は、例えば、「1. 定額制プラン」の「①プロバイダーサービスを含まないプラン」及び、「4. Drive 光 スタンダードスーパープラン」を例にみると、前者の「Drive 光シンプルファミリープラン」では32か月以降、「Drive 光シンプルマンションプラン」では30か月以降各36か月までに解約された場合で、36か月の期限まで契約を継続した場合と比べ支払総額が多くなるものであり、後者の「Drive 光スタンダードスーパーファミリープラン」では20か月以降、「Drive 光スタンダードスーパーマンションプラン」では19か月以降24か月までに解約された場合で、24か月の期限まで契約を継続した場合と比べ支払総額が多くなるものであり（別紙「支払総額一覧表」参照）、明らかに貴社の平均的損害を超えているものと

考えざるを得ません。したがって、貴社が定める契約解除料の金額は、更新月における解除の場合を除き、いずれも、貴社に生ずべき平均的損害を超えるものと考えられ、消費者契約法9条1号に抵触します。よって、金額を解約に伴い貴社に生ずべき平均的損害の範囲内になるよう改訂してください。

以上